

## 議案4 東京都居住支援協議会会則の一部変更（案）について

### 1 法改正への対応（2条・3条）

昨年度の法改正で表記が改定されたものなどを変更修正

### 2 会長の総会代表権を記載（5条）

### 3 総会・幹事会・事務局の項目について整理（6条・7条・8条）

総会について招集・開催手続き、幹事会と事務局の役割分担を整理

### 4 書面表決について 規定追加（6条9項・10項）

総会に出席できない場合にも権限行使ができるよう規定

### 5 書面決議について 規定追加（6条12項）

協議会の円滑かつ効率的な運用のため、書面での持ち回り決議ができるよう規定

### 6 幹事会のオブザーバーについて規定変更（7条3項）

幹事会で必要と認める学識経験者などをオブザーバーとして参加させることができるよう規定変更

### 7 会則に定めのない事項の取扱いについて 規定追加（10条）

### 8 東京都が指定する居住支援法人の協議会参加（4条別表）

東京都が指定する居住支援法人は、原則、東京都居住支援協議会の構成員とする旨を記載

### 9 その他の文言修正

東京都居住支援協議会 会則 新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>(名称) 第1条 本会は、東京都居住支援協議会（以下「<u>本会</u>」という。）という。</p> <p>(目的) 第2条 <u>本会</u>は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第<u>51</u>条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを<u>養育している者</u>その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 <u>本会</u>は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること</li> <li>二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること</li> <li>三 その他目的達成のために必要な事業</li> </ul>	<p>(名称) 第1条 本会は、東京都居住支援協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）という。</p> <p>(目的) 第2条 <u>協議会</u>は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第<u>10</u>条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを<u>育成する家庭</u>その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 <u>協議会</u>は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること</li> <li>二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること</li> <li>三 その他目的達成のために必要な事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都居住支援協議会の略称を「本会」に変更</li>   <li>・住宅SN法の改正に合わせて修正 【参考】改正住宅SN法（抜粋） (定義) 第二条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <u>五 子どもを養育している者</u></li>   <li>(住宅確保要配慮者居住支援協議会) 第五十一条 <u>地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。</u></li> </ul>

改正案	現 行	備 考
<p>(会員)</p> <p>第4条 <u>本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体等を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。</u></p> <p>(役員)</p> <p>第5条 <u>本会に次の役員を置く。</u></p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 監事 2名</p> <p>2 会長は、東京都都市整備局住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>3 監事は、毎事業年度、総会において互選する。</p> <p>4 <u>会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。</u></p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>6 監事は、<u>本会の財産及び業務執行の状況を監査する。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第6条 <u>本会の議決機関として、総会を置く。</u></p> <p>2 <u>総会の構成員は、会長、副会長及び各会員（東京都を除く。）がその職員等の中からあらかじめ指名した者とする。</u></p> <p>3 <u>総会の招集は会長が行う。</u></p>	<p>(構成員)</p> <p>第4条 <u>協議会の構成員は、地方公共団体、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体等をもって構成するものとし、別表のとおりとする。</u></p> <p>(役員)</p> <p>第5条 <u>協議会に次の役員を置く。</u></p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 監事 2名</p> <p>2 会長は、東京都都市整備局住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>3 監事は、毎事業年度、総会において互選する。</p> <p>4 <u>会長は、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。</u></p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>6 監事は、<u>協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第6条 <u>協議会は、総会を運営する。</u></p> <p>2 <u>総会は、会長、副会長及び各構成員（東京都を除く。）がその職員等の中からあらかじめ指名した者により開催する。</u></p> <p>3 <u>総会の召集は会長が行う。ただし、構成員の3分の1以上の書面による請求があったときは、会長は総会を招集しなけれ</u></p>	<p>・「構成員」を「会員」の表記に変更</p> <p>・住宅SN法の改正に合わせて居住支援団体の記述を修正</p> <p>・会長の代表権を記載</p> <p>・総会を議決機関と明記</p> <p>・総会の構成員について明記</p> <p>・総会の招集者を明記</p>

改正案	現 行	備 考
<p>4 <u>総会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 <u>総会は、毎年度1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めるとき又は構成員の3分の1以上の書面による請求があったときに臨時総会を開催する。</u></p> <p>6 <u>本会が必要と認める区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして総会に出席することができる。</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p>7 <u>総会は、第2項に掲げる者（代理の者を含む。）の過半数の出席がなければ開催することができない。</u></p> <p>8 <u>総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</u></p> <p>9 <u>総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。</u></p> <p>10 <u>前項の規定により書面表決又はその権限の行使を他の会員に委任した者は、総会に出席したものとみなす。</u></p> <p>11 <u>総会は、次の事項を承認議決する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>本会の事業計画及び予算に関すること</u></li> <li>二 <u>本会の事業報告及び決算に関すること</u></li> <li>三 <u>会則の制定及び改廃に関すること</u></li> <li>四 <u>総会に参加するオブザーバーに関すること</u></li> <li>五 <u>その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること</u></li> </ol>	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>4 <u>協議会が必要と認める区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして総会に出席することができる。</u></p> <p>5 <u>総会は、毎年度1回以上開催する。</u></p> <p>6 <u>総会は、第2項に掲げる者（代理の者を含む。）の過半数の出席がなければ開催することができない。</u></p> <p>7 <u>総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>8 <u>総会は、次の事項を承認議決する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>協議会の事業計画及び予算に関すること</u></li> <li>二 <u>協議会の事業報告及び決算に関すること</u></li> <li>三 <u>会則の制定及び改廃に関すること</u></li> <li>四 <u>総会に参加するオブザーバーに関すること</u></li> <li>五 <u>その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること</u></li> </ol>	<p>・総会の公開について明記</p> <p>・定期総会及び臨時総会の開催について明記</p> <p>・新第5項へ</p> <p>・書面表決について規定</p> <p>・書面表決者の出席扱い適用について規定</p>

改正案	現 行	備 考
<p>12 <u>会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。</u></p> <p>(幹事会)  第7条 <u>本会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。</u></p> <p>2 <u>幹事会は、各会員がその職員等の中からあらかじめ指名した者（以下「幹事」という。）をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>前条第6項の区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者のほか、幹事会にて必要と認めるときは、幹事以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。</u></p> <p>4 <u>幹事会は、事業の企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。</u>  <u>一 総会に付議すべき事項</u>  <u>二 総会の議決した事項の執行に関すること</u>  <u>三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること</u></p> <p>5 幹事会には、幹事の互選により、幹事長を置く。  6 幹事長は、幹事会を招集し、その議長を務める。</p> <p>(事務局)  第8条 <u>本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課に事務局を置く。</u></p> <p>(秘密の保持)  第9条 <u>会員（その職員等を含む。）及びオブザーバーは、本会の</u></p>	<p><u>【新設】</u></p> <p>(幹事会)  第7条 <u>協議会の運営について補佐するため、幹事会を置く。</u></p> <p>2 幹事会は、各構成員がその職員等の中からあらかじめ指名した者（以下「幹事」という。）をもって組織する。</p> <p>3 <u>前条第4項の区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして幹事会に出席することができる。</u></p> <p>4 <u>幹事会は、次の職務を行う。</u>  <u>一 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算を作成すること</u>  <u>と</u>  <u>二 事業の実施及び予算の執行を監理すること</u>  <u>三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定すること</u></p> <p>5 幹事会には、幹事の互選により、幹事長を置く。  6 幹事長は、幹事会を招集し、その議長を務める。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>(秘密の保持)  第8条 <u>構成員（その職員等を含む。）及びオブザーバーは、協議</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 書面議決について規定</li> <li>• 幹事会の設置理由を整理</li> <li>• 区市町村の職員のほか、学識経験者等、幹事会で必要と認める者を、幹事会のオブザーバーとして出席させることができることに変更</li> <li>• 幹事会と事務局の役割分担を明記</li> <li>• 事務局で運営補佐及び庶務を行うことを明記（第10条より移動）</li> </ul>

改正案	現 行	備 考
<p>活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>(事業年度) 第10条 <u>本会</u>の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>【削除】(第8条へ移動)</u></p> <p><u>(その他)</u> 第11条 この会則に定めるもののほか、<u>本会</u>の運営に<u>関し必要</u>な事項は、<u>会長が総会に諮った上、別途定める</u>。</p> <p>附 則 1 この会則は、平成26年6月25日より施行する。 2 平成26年度における協議会の事業年度は、設立の日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>附 則 1 <u>この会則は、平成30年6月25日より施行する。</u></p>	<p>会の活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>(事業年度) 第9条 <u>協議会</u>の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務局は、東京都都市整備局住宅政策推進部に置く。</p> <p><u>(雑則)</u> 第11条 この会則に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に必要な事項は別途定める。</p> <p>附 則 1 この会則は、平成26年6月25日より施行する。 2 平成26年度における協議会の事業年度は、設立の日から平成27年3月31日までとする。</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>・会則に定めのない事項の取扱方法について追記</p>

<p>別 表（第4条関係）</p> <p>公益社団法人東京都宅地建物取引業協会  公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部  公益社団法人東京共同住宅協会  特定非営利活動法人日本地主家主協会  一般財団法人高齢者住宅財団  社会福祉法人東京都社会福祉協議会  公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター  <u>別記の東京都が指定した居住支援法人</u>  独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  東京都住宅供給公社  東京都 （都市整備局、福祉保健局）</p>	<p>別 表（第4条関係）</p> <p>公益社団法人東京都宅地建物取引業協会  公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部  公益社団法人東京共同住宅協会  特定非営利活動法人日本地主家主協会  一般財団法人高齢者住宅財団  社会福祉法人東京都社会福祉協議会  公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター  <u>【新設】</u>  独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  東京都住宅供給公社  東京都 （都市整備局、福祉保健局）</p>	<p>・都が指定した居住支援法人のうち、  東京都居住支援協議会への参加意向を  示した者を会員とする変更  ※別記については、事務局で指定の都  度更新</p>
--	---	---

## 別記

### 「東京都が指定した居住支援法人」

- ホームネット株式会社
- 特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
- 特定非営利活動法人リトルワonz
- 社会福祉法人悠々会
- 特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
- 株式会社 ケアプロデュース

(平成30年6月25日 現在)

### ○ 今後の取扱いについて

- 都が指定した居住支援法人のうち、東京都居住支援協議会への参加意向を示した者を会員としていく。
- 別記については、必要の都度、更新する。